

---

---

# 第1章 はじめに

---

---

## 1 方針策定の趣旨

本県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年制定。以下「人権教育・啓発推進法」という。）及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえて、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」（以下「推進方針」という。）を平成17（2005）年に策定、平成26（2014）年に改定し、「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」を目指して、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

その結果、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「宮崎県が人権が尊重される県になっているか」との問いに対し、肯定的な回答が48.0%となっており、前回調査（平成30年：41.9%）を上回るなど、一定の成果がありました。

一方で、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題に加え、インターネット上での人権侵害や性的指向・性自認等を理由とする差別・偏見など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、感染者やその家族、エッセンシャルワーカー<sup>1</sup>等に対する差別や誹謗中傷が深刻化する状況を踏まえ、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していくため、令和4年3月に「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例に基づき、現在の人権問題に的確に対応し、本県の人権施策を総合的に推進するため、推進方針の内容を見直し、「宮崎県人権施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定するものです。

## 2 方針の目標

**お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、  
誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現**

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」は、その前文で「世界人権宣言においては『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である』という人類普遍の原理がうたわれており、日本国憲法においては基本的人権の尊重と法の下での平等の原則が定められている」とし、「様々な人権問題を解決するため、私たちは、ふるさとの豊かな自然と温暖な気候に育まれた思いやりと温もりのある県民性を生かし、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していく必要がある」としています。

---

<sup>1</sup> エッセンシャルワーカー：医療や介護、福祉など社会インフラを維持するために必要不可欠な労働に従事する人。コロナ禍において、その重要性が再認識された。

基本方針は、条例に基づき、人権施策の総合的な推進を図るために策定するものであることから、上記のとおり目標を定めます。

### 3 方針の性格

基本方針は、本県の人権施策の推進に当たって、次の性格をもつものとします。

- (1) 人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。
- (2) 「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」第8条に基づく人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針です。
- (3) 宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けられています。

### 4 人権をめぐる国内外の状況

#### (1) 国際社会の動向

20世紀、人類は二度の世界大戦を経験して、大量虐殺や特定民族への迫害などの人権侵害や人権抑圧に対する反省から、平和の大切さを学び、人権の尊重が平和の基礎であるという教訓を得ました。

そして、世界の平和を願って昭和20(1945)年に国際連合(国連)が結成され、昭和23(1948)年の第3回国連総会で生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての基準を示した「世界人権宣言」が採択されました。

その後、この宣言に法的拘束力をもたせるため、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)、「女子差別撤廃条約」(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)、「児童の権利条約」(児童の権利に関する条約)など人権に関する国際条約が採択されたほか、国際婦人年(国際女性年)<sup>2</sup>や国際児童年<sup>3</sup>、国際障害者年<sup>4</sup>を定め、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

また、平成5(1993)年にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、「現代社会の諸問題の解決には人権意識の徹底・人権教育が不可欠であること」などが確認され、翌年の第49回国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年<sup>5</sup>」とすることを決議するとともに行動計画を示し、人権という普遍的文化が構築されることを目指して、世界各国において国内行動計画を策定するように求めました。

<sup>2</sup> 国際婦人年(国際女性年): 昭和50(1975)年は、国連により「国際婦人年」とされ、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うことが提唱された。

<sup>3</sup> 国際児童年: 児童権利宣言採択20周年にあたる昭和54(1979)年は、国連により「国際児童年」とされ、児童に対する社会の関心の喚起を図るため、多くの国でキャンペーン活動や記念事業が展開された。

<sup>4</sup> 国際障害者年: 昭和56(1981)年は、国連により「国際障害者年」とされ、障がい者の「完全参加と平等」という目標の実現に向け、世界各国で障がい者の社会生活の保障と参加のための取組が強化された。

<sup>5</sup> 人権教育のための国連10年: 平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進することとした。

さらに、平成16（2004）年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画<sup>6</sup>」が採択され、平成17（2005）年から5年ごとにフェーズを区切り、重点領域を定め、人権教育・研修に取り組んでいます。特に、第4フェーズ（令和2（2020）年～令和6（2024）年）では、重点対象を若者として、平等、人権及び非差別、包摂並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に重点を置くこととしています。

こうした取組により、世界的に人権尊重の意識が高まる一方で、人種や民族、宗教等の違い、あるいは政治的・経済的対立により、ウクライナをはじめとする世界各地で戦争や地域紛争、迫害等が続き、今も多くの人々が深刻な人権侵害を受けているという現状があります。

## (2) 国内の動向

国連が、「人権教育のための国連10年」を決議したことを受けて、我が国では、平成7（1995）年に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を内閣に設置し、平成9（1997）年に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国内行動計画」という。）を策定しました。この国内行動計画では、人権の概念及び価値が広く理解され、人権という普遍的文化の構築を目指して、学校をはじめ地域社会や企業などのあらゆる場を通じた人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととされました。

また、人権教育・啓発の在り方や人権侵害の被害者救済の在り方などについて検討していた人権擁護推進審議会が、平成11（1999）年に人権教育・啓発の基本的な事項について国に答申を行い、これを受けて、平成12（2000）年に「人権教育・啓発推進法」が施行されました。この法律には、国及び地方公共団体は、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すること」、及び「国は施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画を策定しなければならないこと」が規定されています。これに基づき、国では、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な人権教育・啓発に関する施策の総合的・計画的な推進を行っています。平成23（2011）年には、同計画の各人権課題に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが行われています。

なお、女性や子ども、高齢者等の個別の人権課題に関しては、虐待防止や雇用の平等実現等に向けた法整備が行われており、特に平成28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」のいわゆる人権三法が施行されました。

その後も、令和3（2021）年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症による差別の防止について国や地方公共団体の責務規定が設けられたほか、令和5（2023）年には、子どもの基本的な人権を守ることを目的とした「こども基本

<sup>6</sup> 人権教育のための世界計画：平成7（1995）年から平成16（2004）年の「人権教育のための国連10年」の終了を受けて、引き続き世界全体で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、平成16（2004）年に国連総会で採択された行動計画。

法」が4月に施行されるとともに、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が6月に施行されるなど、人権を尊重した社会実現に向けた取組が進められています。

### (3) 本県の動向

本県においても、平成11（1999）年に『「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画』（以下「県行動計画」という。）を策定し、人権という普遍的文化の創造を目指し、一人ひとりが有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

県行動計画の目標年次である平成16（2004）年を迎え、また、平成12（2000）年に施行された人権教育・啓発推進法第5条で地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが規定されていることから、県行動計画を継承し、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえたものとして、平成17（2005）年に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定、平成26（2014）年に改定し、総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組を行っているところです。

また、令和4（2022）年3月には、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。